

みとゴルフ倶楽部 細則

第一章 総則

- 第1条 目的 本細則は、会則第2条の規定に基づき、みとゴルフ倶楽部（以下クラブという）の運営に必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 事務局 クラブの事務は、みと開発株式会社（以下会社という）が行う。
- 第3条 休日 施設管理その他会社の都合により、適宜休日を設けるものとする。

第二章 会員

- 第4条 登録料 ①正会員、平日会員、副記名の登録料、名義書換料、年会費の額は、会社の取締役会（以下取締役会という）で定める。
名義書換料と年会費は次のとおりとする。

	単位 円			単位 円	
	名義書換料	年会費		名義書換料	年会費
法人・個人正会員（譲渡）	1,000,000	30,000	法人・個人平日会員（譲渡）	500,000	15,000
同一法人内	250,000	30,000	同一法人内	100,000	15,000
個人正会員（相続）	250,000	30,000	個人平日会員（相続）	100,000	15,000
副記名	100,000	無			

- ②FOGメンバーの登録料、年会費の額は、取締役会で定める。登録料と年会費は次のとおりとする。

	単位 円	
	登録料	年会費
FOGメンバー	1,200,000	40,000

- ③年会員の登録料、年会費の額は、取締役会で定める。年会費は次のとおりとする。

	単位 円	
	登録料	年会費
年会員（ロイヤルゲスト）		10,910

- ④年会費は毎年4月1日より翌年3月31日を1年間とし、会社は、4月1日に在籍している会員に対してその年の年会費を4月に請求する。会員は、3ヶ月以内に全納しなければならない。但し、期中の入会については、入会月の翌月分以降について請求する。
- ⑤副記名者付の正会員譲渡について、副記名者の登録料は初回のみ無料とし、それ以降の変更については名義書換料として10万円を納入しなければならない。
- ⑥登録料、名義変更料、年会費その他の収入は、すべて会社の収入とし、本クラブの運営に必要な費用はすべて会社が負担する。
- ⑦原則として、既納の登録料、名義書換料、年会費は返還しない。
- ⑧会社は、必要ある場合は、名義書換料および年会費を適宜変更することができる。

- 第5条 副記名 副記名に関する権利・義務・資格等については以下のとおりとする。

- ①副記名者は正会員の責任者のもとで、みとゴルフ倶楽部を利用できるものとし、又、正会員は副記名者の全責務に対して連帯責任を負うものとする。
- ②正会員の資格を譲渡する時は、副記名者を登録できる権利も正会員の地位と同時に譲渡されるものとする。又、同時に譲渡前の副記名者はその資格を失うものとする。
- ③副記名者が資格停止・除名等の事項に相当する事由が生じた時、又、誓約書に違反した時には正会員は副記名の変更登録するものとする。
- ④正会員の記名者が会則・誓約書に違反し、資格停止・除名等の処分を受けた時には、副記名者は、みとゴルフ倶楽部の利用資格を失うものとする。
- ⑤個人正会員の副記名者は、正記名者の配偶者と2親等以内の親族（子、孫、兄弟、親）とその各配偶者とし、法人正会員の副記名者は、正記名者と同一法人内の役員・社員とする。
- ⑥副記名者の登録料は初回のみ無料とし、それ以降は第4条①で定める名義書換料が必要となるものとする。
- ⑦副記名者のエントリー資格・諸費用等については下記表のとおりとする。
- なお、クラブ競技参加資格を希望する場合は、年会費として金1万円を別途徴収するものとする。（但し、5大クラブ競技は除く）

エントリー資格	グリーンフィ	年会費	会員名簿記載	クラブ競技資格
有	メンバーフィ	無	無	△

- 第6条 無記名カード 無記名カードに関する権利・義務・使用資格等については以下のとおりとする。

- ①無記名カード使用者は正会員の責任のもとで、みとゴルフ倶楽部を利用できるものとし、又、正会員は無記名カード使用者の全責務に対して、連帯責任を負うものとする。
- ②正会員の資格を譲渡する時、又は退会する時には、正会員は会社から交付されている無記名カードを会社に返還しなければならないものとする。尚、譲渡する時には、会社は譲渡先に対して、無記名カードを新たに発行するものとする。
- ③無記名カードの紛失・盗難・不正使用等事由の如何を問わず、正会員は無記名カードに対し全責任を負うものとする。
- ④無記名カードの使用者が、みとゴルフ倶楽部の会則第15条（資格停止・除名）に相当する事由が生じた時は、会社はその使用者に対し、みとゴルフ倶楽部利用の拒絶できるものとし、又、正会員はその使用者に対し、以後無記名カードを使用させることができないものとする。
- ⑤正会員の記名者が会則・誓約書に違反し、資格停止・除名等の処分を受けた時には、その正会員用に交付された無記名カードの使用はできないものとする。
- ⑥無記名カードの使用資格は、法人正会員は正記名者と同一法人内の役員・社員とし、個人正会員は正会員の配偶者と2親等以内の親族（子、孫、兄弟、親）とし、使用に際しては、来場時にその身分を証明できる物を提示するものとする。
- ⑦無記名カードのエントリー資格・諸費用等については、下記のとおりとする。

エントリー資格	グリーンフィ	年会費	会員名簿記載	クラブ競技資格
無	ゲストフィの半額	無	無	無

- 第7条 登録事項の変更 本クラブに登録した事項その他本クラブに届出た事項に変更が生じた時は、遅滞なくその内容を届出なければならない。
- 第8条 予約 ①本クラブのゴルフ施設でプレーする場合には、予約を要するものとする。
②予約は3ヶ月前の1日より行うものとする。
③3組以上のコンペについては3ヶ月以上先でも先行受付を行う。
- 第9条 予約の取消し クラブ競技の予約を取消す場合は、プレーの2日前の正午までに本クラブの事務所に届出を行わなければならない。
2日前の正午までに申出ない場合はキャンセル料としてメンバー1名につき1,000円徴収する。
- 第10条 プレー代等 ①プレー代ならびにプレーに付随して生じるその他の負担金(以下プレー代等という)は、グリーンフィ、キャディフィ、諸経費、その他とし、その額は取締役会で定める。
②プレー代等は、原則として1ラウンドを基準として定めるものとし、プレーヤーの責に帰することのできない理由でプレーを中止させるときは、別に定める基準により、相当額の減額をすることがある。
- 第11条 会員の特典 会員には、次の特典がある。
①別に定める会員料金でプレーできること。
②諸催物に参加できること。
③ハンディキャップを取得できること。
- 第12条 会員の義務 ①所定の年会費及び施設の利用料金を負担し、定められた期間内に納入すること。
②自己の名義を他の者に、貸与、又は詐称させたりしないこと。
③同伴、又は紹介したゲストの施設内における諸支払い並びに一切の行為に、クラブ並びに会社に対して責任を負うこと。
④本細則のほか、別に定めるクラブ諸規則及び利用約款を厳守すること。

第三章 役員会

- 第13条 議事録 ①理事会および委員会を開催したときは、議長は、議事録を作成し、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長および選任された議事録署名人が署名しなければならない。
②議事録は5年間保存する。
- 第14条 委員会 ①取締役会は必要に応じて各種委員会を設置することができる。
②委員長、副委員長及び委員は、会員の中から選出し会社の同意を得て理事長が委嘱し、その任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
③委員会は必要に応じて委員長が召集し、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長がこれを決定する。
④委員長は委員会を開催したときは、すみやかに議事録を作成し、取締役会の承認を得るため、理事長に送付しなければならない。
- 第15条 委員会の職務 各種委員会の職務は、次のとおりとする。

委員会の名称	職務分担
企画委員会	コース・ハウス・レストラン並びに営業等、管理運営に関すること。
フェローシップ委員会	メンバー並びにゲストの権利、義務、エチケット、懇親等に係る規定及び実施。
競技委員会	競技ルールの普及およびローカルルールの作成に関すること。年間の競技会及び日程とその運営に関すること。
ハンディキャップ委員会	会員のハンディキャップの決定に関すること。

- 第16条 理事及び委員の報酬 理事及び委員は、名誉職として報酬は支給しない。但し、会務のために要した費用は会社の負担とする。
- 第17条 委員の行為制限 委員及び委員会は、会社及び本クラブの権利を得、義務が生じるような行為をすることができない。

第四章 その他

- 第18条 来賓 本クラブは来賓を招待することができる。クラブ来賓に要した費用は会社の負担とする。
- 第19条 競技規則 ①競技は、日本ゴルフ協会の規則及び本クラブが定めたローカルルールに準拠して行う。
②ローカルルール、その他の競技規則に関しては競技委員会が審議する。
③競技委員長は、競技挙行日の一定時間に限り、コースを競技者のみの使用に供することができる。
支配人は、気象条件、コースの状況、プレーヤーの安全等を勘案して必要と認めるときは、当日のプレーを中止又はコース全部もしくは一部について使用を禁止することができる。
- 第20条 コースの使用禁止
- 第22条 その他 会則又は本細則に定めなき事項については、会社においてこれを定める。
- 第23条 細則の改廃 本細則の改廃は、取締役会が会社の同意を得て行う。
付則 本細則は2026年7月1日より改定施行する。